

【 vi 母子保健課關係】



## 1. 地域における切れ目ない妊娠・出産支援の強化について

### (1) 妊娠・出産包括支援モデル事業について

少子化、核家族化、地域のつながりの希薄化等により、地域において妊産婦やその家族を支える力が弱くなってきており、妊娠・出産・子育てに係る父母の不安や負担が増えてきていることから、より身近な場で妊産婦等を支える仕組みが必要である。

このため、既存の母子保健サービスに加え、妊産婦等の支援ニーズに応じ、必要な支援につなぐ母子保健コーディネーターの配置、産科医療機関からの退院直後の母子への心身のケアや育児のサポートなどを行う産後ケア事業、妊産婦の孤立感の解消を図るために相談支援を行う産前・産後サポート事業といった各地域の特性に応じた妊娠から出産、子育て期までの切れ目ない支援を行うための妊娠・出産包括支援モデル事業を母子保健医療対策等総合支援事業により実施する。

なお、モデル事業としての実施期間は決まっていないところではあるが、本年度の協議状況や実施状況によっては、平成27年度以降はモデル事業ではなく、本格実施に移行し、例えば地域子ども・子育て支援事業の中で実施することも検討可能と考えられる。

いずれにしてもモデル事業であることから、各地域の特性に応じた取り組み実績が重要であり、当課への積極的な協議をお願いする。**(関連資料1参照)**

また、「健やかな妊娠等サポート事業」については、出産前後の安全・安心の確保を図るため、地域の先駆的な取り組みに対し、平成20年度より、期限を設けて都道府県に定額補助してきたが、平成25年度をもって廃止し、平成26年度からは、趣旨・目的を同じくする妊娠・出産包括支援モデル事業を活用していただくこととした。

### (2) 不妊に悩む方への特定治療支援事業の見直しについて

高額な治療費がかかる体外受精及び顕微授精（以下「特定不妊治療」という。）について、経済的負担の軽減を図るため、配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成してきたところである。

近年、結婚年齢の上昇等により、特定不妊治療を受ける方が増加してきており、一方で、一般的には、年齢が高くなるほど、妊娠・出産に伴うリスクは高まり、出産に至る確率は低くなることが医学的に明らかになっているため、「不妊に悩む方への特定治療支援事業等のあり方に関する検討会」（以下「検討会」という。）を設け、最新の医学的知見を踏まえ、より安心・安全な妊娠・出産に資する適切な支援の観点から、不妊

に悩む方への支援のあり方を検討した。

本事業については、平成25年8月にとりまとめた検討会の報告書を踏まえ、助成対象を妻の年齢が43歳未満の場合とする等の見直しを、平成28年度から実施することとしている。

一方、妊娠・出産に伴うリスクが相対的に少ない年齢に必要な治療を受けられるようにするため、40歳未満の方で新規に助成を受ける場合については、年間助成回数の限度を廃止し、初年度から6回まで助成できることとし、平成26年度から前倒し施行することとしている。

このため、改善した制度の周知・準備経費と制度改善後の所要額を含めた全体額を平成25年度補正予算に計上し、安心こども基金で執行できるようにした。**(関連資料1参照)**

周知にあたっては、ポスター、リーフレット及びパンフレットのデザインを作成することとしているので、必要部数の印刷等を行い活用されたい。

また、検討会においては、希望する妊娠・出産を実現するためには、まず妊娠等に関する正確な知識を持つことが第一歩であり、男性も含め、こうした知識を広く普及・啓発することが必要であるとされたことから、妊娠と不妊に関する知識の普及・啓発のためのDVDを作成し、後日送付することとしているので活用されたい。

なお、この内容については厚生労働省の動画チャンネルにおいても掲載することとしている。

### **(3) 女性健康支援センター事業について**

妊娠・出産などに関して悩みを持つ方からの相談や情報提供などを行う「女性健康支援センター」に、新たに全国統一の着信短縮ダイヤル（#ダイヤル）を設置することや、相談員の研修会を実施すること等により、相談・支援体制を充実するための予算を平成26年度予算案に計上している。**(関連資料1参照)**

なお、未設置の自治体におかれては、設置を検討いただきたい。

また、設置している自治体においては、これらの相談窓口の利便性や対応力の強化について、積極的な取り組みをお願いしたい。

### **(4) 不妊専門相談センター事業について**

不妊症及び不育症に対する専門の相談員を「不妊専門相談センター」に配置するとともに、土日等の講習会等の実施や、相談員の研修会の実施等により、相談しやすい環境の整備を図るための予算を平成26年度予算案に計上している。**(関連資料1参照)**

なお、未設置の自治体におかれては、設置を検討いただきたい。

また、設置している自治体においては、これらの相談窓口の利便性や対応力の強化について、積極的な取り組みをお願いしたい。

不妊治療を受けている方であっても、年齢と妊娠・出産のリスクの関係等について十分な知識を持っていない場合があり、男性も含め、こうした知識を広く普及し、啓発していくことが重要であることから、不妊専門相談センターの取組事例集を作成し、ホームページに掲載したので、当該事業の取組の参考に活用されたい。

【不妊専門相談センターの取組事例集】

[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo\\_kosodate/boshi-hoken/shien/dl/torikumijirei.pdf](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/boshi-hoken/shien/dl/torikumijirei.pdf)

## 2. 妊婦健康診査について

### (1) 妊婦健康診査の公費負担の状況調査について

平成25年4月1日現在における妊婦健康診査の公費負担の状況は、全ての市区町村で14回以上実施され、公費負担回数と公費負担額の全国平均はそれぞれ14.04回、97,494円であった。**(関連資料2参照)**

各自治体におかれては、経済的な理由等により健康診査を受診しない妊婦もみられることから、公費負担の更なる充実が図られるよう、引き続き積極的な取り組みをお願いしたい。

なお、平成26年4月1日現在の状況調査については、3月中に調査依頼を行う予定であるので、ご協力をお願いしたい。

### (2) その他

妊娠中は母体や胎児の健康の確保を図る上で定期的に健診を受診し、普段以上に健康に気をつけることが必要であることから、妊婦健康診査の受診を勧奨するため、厚生労働省において、健診の重要性の理解を促進するためのリーフレットデザインを作成し、ホームページに掲載している。

各自治体におかれては、広報誌・ホームページへの掲載、リーフレットの作成、各種窓口での配布等の普及啓発に活用されたい。

【すこやかな妊娠と出産のために】

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/boshi-hoken10/index.html>

【“妊婦健診”を受けましょう】

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/boshi-hoken13/index.html>

また、離島振興法の改正に伴い、「妊婦が健康診査を受診し、及び出産

に必要な医療を受ける機会を確保するための支援」が盛り込まれ、平成25年度より、妊婦の健康診査又は出産に係る保健医療サービスを提供する病院、診療所等が設置されていない離島に居住する妊婦の健康診査受診時・分娩時にかかる交通費及び宿泊費の支援に要する経費につき、特別交付税措置を講じることとされた。

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の有効期限を平成31年3月31日まで延長するとともに、新たに「妊婦が健康診査を受診し、及び出産に必要な医療を受ける機会を確保するための支援」を盛り込む等の措置を講ずるための法案を、次期常会（第186回）に提出予定である。（関連資料3参照）

そのため、各都道府県におかれては、管内市町村への周知をお願いしたい。

### 3. HTLV-1母子感染対策の推進について

平成23年度より母子保健医療対策等総合支援事業の「生涯を通じた女性の健康支援事業」の一部として「HTLV-1母子感染対策事業」を実施している。

各都道府県におかれては、「HTLV-1母子感染対策協議会」を設置の上、HTLV-1母子感染予防対策について検討を行うなど、積極的な取り組みをお願いしたい。

### 4. 習慣流産等（いわゆる不育症）に対する支援について

妊娠はするが、反復する自然流産、死産、妊娠中期以降の子宮内胎児死亡などにより生児をえることが出来ないいわゆる「不育症」については、流産や死産を繰り返す苦しみなどの相談に対し、検査や治療についての適切な情報を提供する支援体制が求められている。

このため、平成24年度より不妊専門相談センターに不育症に悩む方に対する専門の相談員を配置するとともに、不育症の知識や不育症に関して相談できる連絡先を記載したリーフレットを作成し普及啓発を図ることとし、平成25年度においては、不育症に悩む方からの相談に更に適切に対応するため、専門相談員の配置日数を増加（2週間に1回→1週間に1回）させたところである。

なお、配置していない自治体におかれては、配置を検討いただきたい。

また、配置している自治体においては、配置日数の増加について、積極的な取り組みをお願いしたい。(関連資料4参照)

## 5. 子どもの心の診療ネットワーク事業について

平成23年度からは、「子どもの心の診療ネットワーク事業」として本格的に実施しているところであり、引き続き本事業を利用して、各都道府県における子どもの心の診療体制構築に努めるよう積極的な取り組みをお願いしたい。

## 6. 児童虐待防止医療ネットワーク事業について

各都道府県の中核的な医療機関を中心として、児童虐待対応のネットワークづくりや保健医療従事者の教育を行い、医療機関における児童虐待対応の向上を図る、「児童虐待防止医療ネットワーク事業」を効果的に実施するため、「児童虐待防止医療ネットワーク事業に関する検討会」を設置し、当該事業を推進するための助言・評価を行うとともに、各自治体における医療機関の児童虐待対応の向上を図るため、「児童虐待防止医療ネットワーク事業推進の手引き」を作成することとしており、後日送付するので活用されたい。

## 7. タンデムマス法による新生児マス・スクリーニングについて

フェニルケトン尿症等の先天性代謝異常、先天性副腎過形成症及び先天性甲状腺機能低下症は、早期に発見し、早期に治療を行うことにより知的障害等の心身障害を予防することが可能であり、新生児マス・スクリーニング検査を行っていただいているところ。

当該検査の精度管理業務については、タンデムマス法の導入を受け、平成26年度より、NPO法人タンデムマス・スクリーニング普及協会にて実施することとなるが、精度管理については、発見漏れや過剰診断の防止のために必須であり、各自治体において従前通り精度管理の維持向上に努めていただくようお願いしたい。

なお、当該検査を効果的に実施するため、当該検査の意義等について周

知を図るとともに、都道府県等と医療機関、検査機関等との連携体制の構築、検査によって疾病であることが判明した子どもやその保護者に対する保健指導等のきめ細かい対応を引き続きお願いしたい。

## 8. 妊娠期から育児期に係る支援体制の充実について

### (1) 妊娠について悩む者が相談しやすい体制の整備等について

社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会によりとりまとめられた「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」（第9次報告）においては、日齢0日の虐待死は0歳児の死亡事例の中で最も多かった。

それらについて分析すると、妊婦健診の未受診、母子健康手帳の未発行、望まない妊娠などのケースが多かった。

このような死亡事例の防止のためには、妊娠期から関係機関が関わり、端緒をつかみ支援につなげることが必要であり、妊娠の早期届出や妊婦健康診査の受診勧奨について、引き続き徹底をお願いしたい。

特に妊娠に悩む者に対する相談体制については、母子保健事業を通じた相談支援や女性健康支援センターにおける相談事業が行われているところであり、地域の実情に合わせて各種の媒体により広くこれらの窓口の周知を図っていただきたい。

また、妊娠前から妊娠に関する性と健康に関する知識の普及啓発をお願いしたい。

### (2) 乳幼児健診の未受診者の受診勧奨について

乳幼児健診を子どもに受けさせていない家庭が、受けさせている家庭よりも虐待リスクが高く、未受診家庭の把握が、要支援家庭を必要な支援につなげる端緒となり、また、虐待の防止にもつながる。

このため、乳幼児健診未受診家庭を把握した際には児童福祉担当部署等に情報提供を行い、連携して子どもの安全確認を徹底するとともに、家庭訪問等により引き続き乳幼児健診未受診者の受診勧奨等に努められたい。

## 9. 「健やか親子21」について

### (1) 「健やか親子21」の最終評価と次期計画策定について

21世紀初頭における母子保健の取組を推進するための国民運動計画である「健やか親子21」は、平成13年に開始し平成26年に終期を迎える。このため、この間の取組等について、最終評価を行い達成できた課題と引き続き取り組むべき課題を明らかにし（関連資料7参照）、平成27年度以降の次期国民運動計画の方針を平成25年度中にとりまとめることとしている。

各地方公共団体においては、平成26年度に子ども・子育て支援事業計画や、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の趣旨を十分に踏まえ、母子保健の国民運動計画である「健やか親子21」の策定をお願いする。

## **(2) 「健やか親子21」全国大会について**

平成25年度の全国大会は、「みんなが子育て応援団～健やかな妊娠・出産、すくすく子育て～」をテーマに山形県で開催された。

平成26年度は、平成26年11月25日（火）～27日（木）に、愛媛県（ひめぎんホール（愛媛県県民文化会館））において開催される予定である。

## **(3) マタニティマークについて**

「健やか親子21」の取組の一環として、妊娠・出産に関する安全性と快適性の確保を目指し、妊産婦に対する社会の理解と配慮を促すため、各市町村において、母子健康手帳と併せてマタニティマークの配布や、マタニティマークの趣旨の普及啓発をお願いしているところであり、地方財政上の措置は平成19年度から引き続き行っている。平成25年の調査において、啓発の取組を実施している地方公共団体が1,672、妊産婦個人用グッズを配付している地方公共団体が1,658であった。今後も更なるマタニティマークの周知、普及に向けた取組の推進をお願いしたい（関連資料8参照）。

なお、マタニティマークの運用を明確化するために、使用規程の一部改正をしたので、併せて周知をお願いしたい（関連資料9参照）。

# **10. 小児慢性特定疾患治療研究事業について**

## **(1) 慢性疾患を抱える子どもとその家族への支援の在り方(報告)について**

小児慢性特定疾患対策については、平成17年度に児童福祉法に根拠を持つ事業として法制化され、医療費助成をはじめ一定の支援が行われてきたが、今日的な視点で、改めて小児慢性特定疾患児への支援の在り方を検討するため、社会保障審議会児童部会に「小児慢性特定疾患児への

支援の在り方に関する専門委員会」を設置した。

当専門委員会は、平成24年9月から平成26年1月にかけて、計12回開催し、慢性疾患を抱える子どもとその家族への支援の在り方に関する報告を平成25年12月に取りまとめた。(関連資料10参照)

平成26年度予算案及び児童福祉法改正案においては、当該報告を反映させた内容となっている。

今後、新制度について随時情報提供等を行うので都道府県の皆様のご協力をお願いしたい。

## **(2) 児童福祉法の一部を改正する法律案について**

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として、小児慢性特定疾病の患者に対する医療費助成に関して、その実施に要する経費に消費税の収入を充てることができるようにするなど、公平かつ安定的な制度を確立するほか、基本方針の策定、慢性疾病児童の自立支援事業の実施、調査及び研究の推進等の措置を講ずる。

当該法律案については、今国会に提出し、平成27年1月からの施行を目指している。(関連資料11参照)

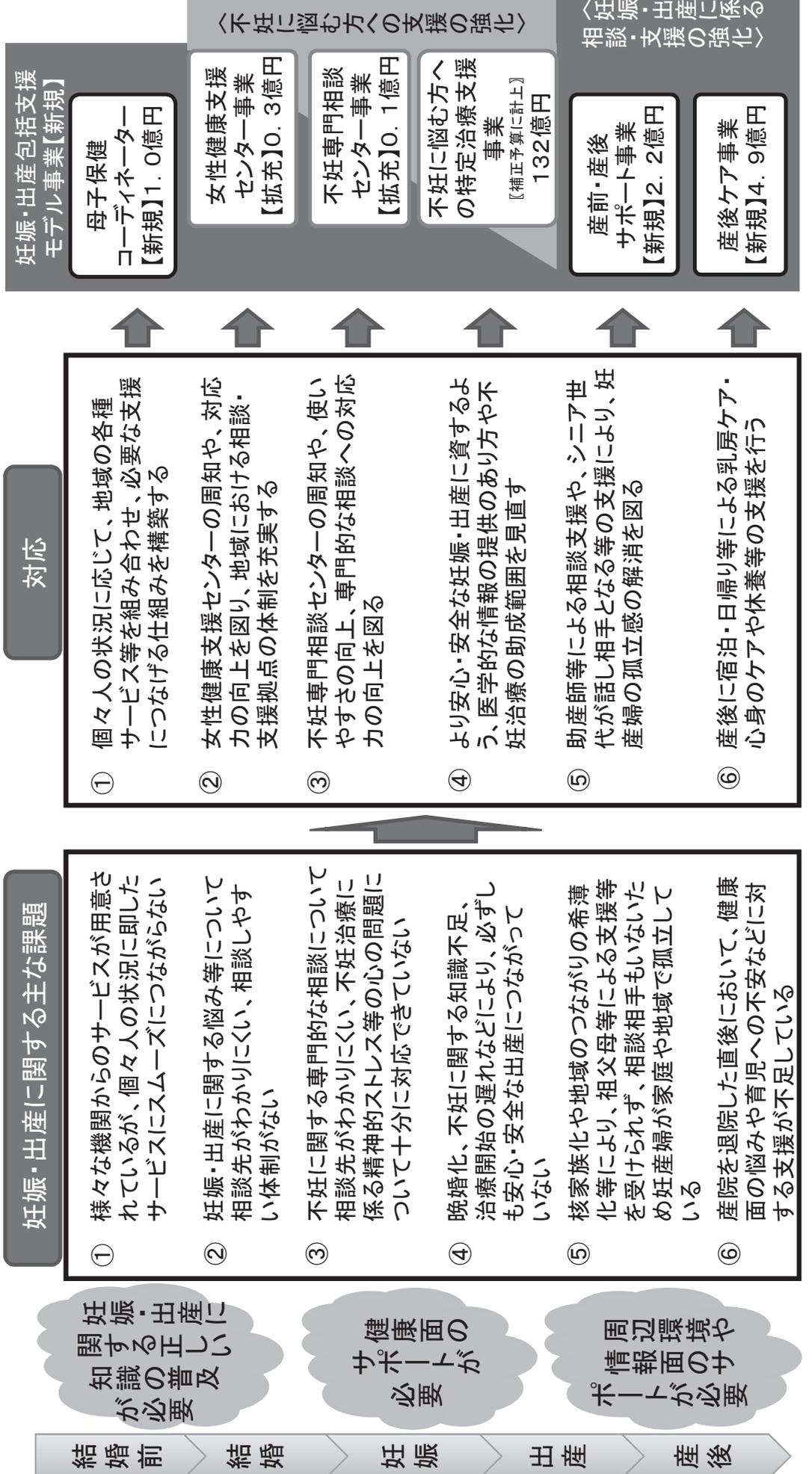
[母子保健課：関連資料]



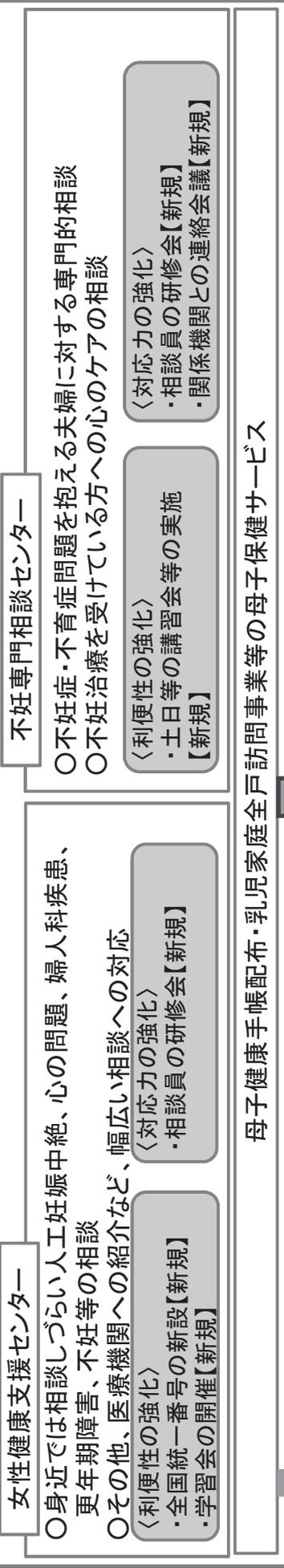
当初予算案 8.5 億円  
 補正予算 (所要額) 132 億円

地域における切れ目ない妊娠・出産支援の強化

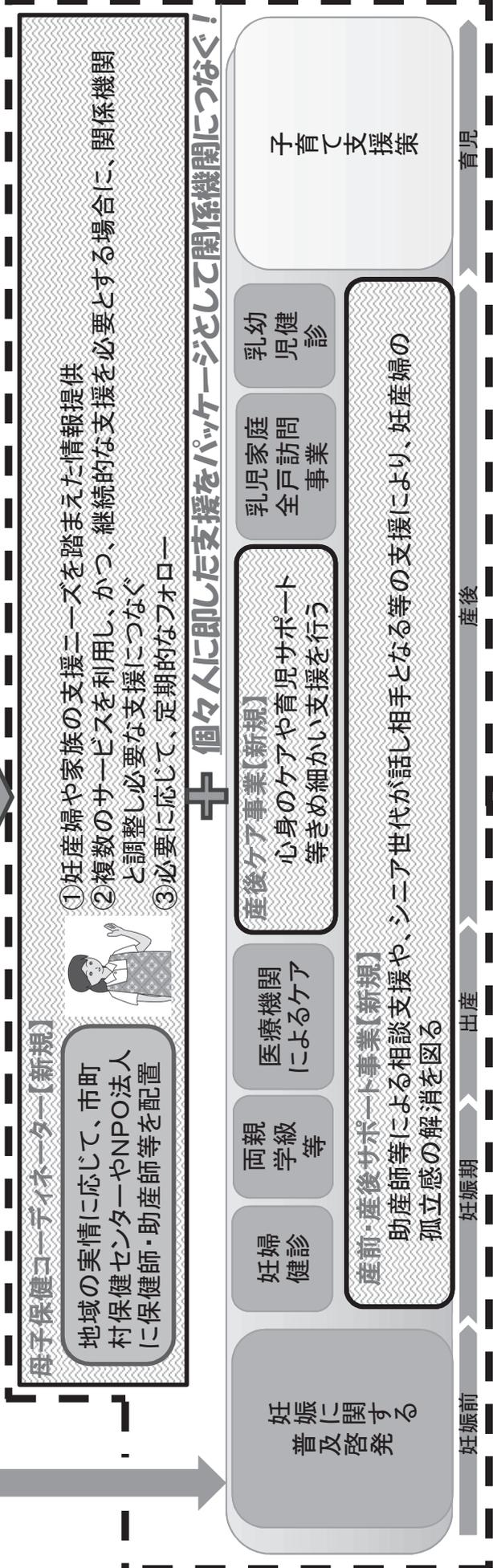
少子化対策として、「子育て支援」「働き方改革」に加え、「地域における切れ目ない妊娠・出産支援の強化」を図る。  
 ※「日本再興戦略」、「経済財政運営と改革の基本方針」、「少子化危機突破のための緊急対策」、「社会保障制度改革国民会議報告書」に位置付け



# 妊娠・出産にかかる相談・支援サービスの充実と連携強化(モデル事業のイメージ)



母子健康手帳配布・乳児家庭全戸訪問事業等の母子保健サービス



# 不妊に悩む方への特定治療支援事業の充実

○事業内容：不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な治療費がかかる体外受精及び顕微授精について、配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成する。

<給付内容> 1年度あたり1回15万円(凍結胚移植(採卵を伴わないもの)及び採卵したがる卵が得られない等のため中止したもの)については、1年度あたり1回7.5万円)、1年目は年3回まで、2年目以降年2回まで、通算5年、通算10回を超えない

<所得制限> 730万円(夫婦合算の所得ベース)

○実施主体：都道府県・指定都市・中核市

○補助率：1/2 (都道府県・指定都市・中核市 1/2)

## 〔改善内容〕

妊娠・出産に伴うリスクが相対的に少ない年齢に必要な治療を受けられるようにするため、40歳未満の方で新規に助成を受けられる場合については通算助成回数につき、初年度3回までから6回までに拡充するとともに、助成対象範囲の見直し等が円滑に施行されるよう、都道府県等に対し、対象者や医療機関等に対する周知や、施行のための準備に要する経費を補助する。

## 「不妊に悩む方への特定治療支援事業等のあり方に関する検討会」報告書

### 《基本的考え方》

- 妊娠・出産に伴うリスクが相対的に少ない年齢
- 特定不妊治療により出産に至る確率がより高い年齢 } に必要な治療を受けられるようにする
- 長期間にわたる治療による身体面・精神面への負担にも配慮

### 《助成対象範囲の見直し内容》

	現行	見直し後
年齢制限	年齢制限なし	43歳未満
年間助成回数	年間2回 (初年度3回)	制限なし
通算助成回数	通算10回	40歳未満通算6回 43歳未満通算3回
通算助成期間	通算5年	制限なし

## 平成25年度補正予算の概要

- 平成26年度から新規に助成を受けられる方のうち、40歳未満の方については、見直し後の制度を適用
  - 左記助成対象範囲の見直し内容等を含めた制度見直しについて、円滑に施行されるよう、都道府県等に対し、対象者や医療機関等に対する周知や、施行のための準備に要する経費を補助
- ※ 助成対象範囲の見直しについては、平成28年度から実施

妊婦健康診査の公費負担の状況について（平成25年4月1日現在）

回数	市区町村数	割合
無制限	17	1.0%
20回	0	0.0%
19回	1	0.1%
18回	0	0.0%
17回	0	0.0%
16回	5	0.3%
15回	50	2.9%
14回	1,669	95.8%
合計	1,742	100.0%

全国平均（回） 14.04

（無制限を除く）

都道府県名	14回以上 (無制限含む) (市区町村数)	14回未満 (市区町村数)	公費負担額 (平均)
北海道	179	0	92,724
青森県	40	0	103,920 (注)
岩手県	33	0	89,530
宮城県	35	0	108,302
秋田県	25	0	98,920
山形県	35	0	82,790
福島県	59	0	109,004
茨城県	44	0	98,292
栃木県	26	0	95,000
群馬県	35	0	92,920
埼玉県	63	0	99,990
千葉県	54	0	93,923
東京都	62	0	80,690
神奈川県	33	0	63,455
新潟県	30	0	104,537
富山県	15	0	96,250
石川県	19	0	94,894
福井県	17	0	97,590
山梨県	27	0	87,742
長野県	77	0	116,214
岐阜県	42	0	118,042
静岡県	35	0	91,200
愛知県	54	0	106,725
三重県	29	0	104,390

都道府県名	14回以上 (無制限含む) (市区町村数)	14回未満 (市区町村数)	公費負担額 (平均)
滋賀県	19	0	98,693
京都府	26	0	90,330
大阪府	43	0	84,563
兵庫県	41	0	81,472
奈良県	39	0	95,782
和歌山県	30	0	96,484
鳥取県	19	0	93,940
島根県	19	0	104,935
岡山県	27	0	97,290
広島県	23	0	90,625
山口県	19	0	116,315
徳島県	24	0	113,880
香川県	17	0	105,000
愛媛県	20	0	79,400
高知県	34	0	110,380
福岡県	60	0	101,300
佐賀県	20	0	98,370
長崎県	21	0	100,000
熊本県	45	0	96,600
大分県	18	0	96,600 (注)
宮崎県	26	0	102,018
鹿児島県	43	0	102,050
沖縄県	41	0	99,100
合計	1,742	0	97,494 (注)

(注) 公費負担額が明示されていない市区町村は除く

# 離島に居住する妊婦が健康診査を受診するための交通費等の支援について

## 対応方針

○離島振興法の改正に伴い、新たに「妊婦が健康診査を受診し、及び出産に必要な医療を受ける機会を確保するための支援」が盛り込まれた。

○平成25年度より、妊婦の健康診査又は出産に係る保健医療サービスを提供する病院、診療所等が設置されていない離島（奄美群島、小笠原諸島及び沖縄を含む。）に居住する妊婦の健康診査受診時・分娩時にかかる交通費及び宿泊費の支援に要する経費につき、特別交付税措置を講じることについて総務省と合意

※ 今後、「特別交付税に関する省令」の改正（3月予定）により、当該支援にかかる算定基準が策定される予定。

※ 各地方自治体が実施する妊婦健診にかかる費用の公費助成については、従来、国庫補助事業で行ってきた分も含め、全て地方財政措置を講ずることとなった。

○奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の有効期限を平成31年3月31日まで延長するとともに、新たに「妊婦が健康診査を受診し、及び出産に必要な医療を受ける機会を確保するための支援」を盛り込む等の措置を講ずるための法案を、次期常会（第186回）に提出予定

## 特別交付税とは

○ 地方交付税には「普通交付税」と「特別交付税」の2種類があり、地方交付税総額の94%に相当する額を普通交付税とし、6%に相当する額を特別交付税とすることとされている。

○ 特別交付税は、画一的な方法で算定される普通交付税を補完する役割を持っており、普通交付税の算定基礎となる基準財政需要額の算定方法によっては捕捉されなかつた特別の財政需要（離島などの地理的条件によるもの等）がある場合に算定交付される。 ※普通交付税不交付団体にも交付される。

○ 特別交付税は、年2回に分けて決定、交付される。（第1回目は12月、第2回目は3月に交付）

○ 特別交付税として算定される事項や、その算定方法については、「特別交付税に関する省令」に規定。

## 「不育症」に対する支援

- 流産は、妊娠の約10～20%に起こるが、その大半は胎児の染色体異常による偶発的流産とされている。
- 2回以上の流産、死産を繰り返す、いわゆる「不育症」については、夫婦の染色体異常や凝固異常などのリスク因子が認められることがあるが、中には、偶然、流産等を繰り返しただけで異常がない場合もあり、また、原因が分からない場合も少なくない。
- そのため、不育症に悩む方に対して、正確な情報を提供するとともに、流産や死産を繰り返す苦しみ等に対する心理的な相談や不育症に関する医学的な相談等を行うっていくことが必要である。

### 不育症相談窓口(不妊専門相談センター内に設置)平成24年度創設

- **対象者:** 習慣流産等(いわゆる不育症)で悩む者を対象
- **事業内容:** 不育症に関する相談対応、不育症治療に関する普及啓発及び研修、その他不育症相談に必要な事項
- **実施担当者:** 不育症支援に関する専門的知識を有する医師、その他保健、心理に関して知識を有する者等
- **実施場所:** 医療機関、保健所等において実施(実施主体:都道府県・指定都市・中核市)  
全国55カ所(平25年度) ※自治体単独も含む  
41都道府県、札幌市、さいたま市、千葉市、横浜市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、名古屋市、京都市、堺市、川崎市、横須賀市、大津市、和歌山市
- **改善内容:**
  - ・平成25年度:専門相談員の配置日数の増(2週間に1回 → 1週間に1回)
  - ・平成26年度予算案:不妊専門相談センターにおいて土日等の講習会の実施等、相談しやすい環境の整備を図ることとしている。

#### (参考1) 不育症相談対応マニュアルの作成

- ・不育症の多くは、胎児の染色体異常による偶発的流産であり、相談対応が重要とされていることから、平成23年度厚生労働科学研究において、「反復・習慣流産(いわゆる「不育症」)の相談対応マニュアル」を作成し自治体に配布。

#### (参考2) ヘパリンカルシウム製剤の在宅自己注射の保険適用について

- ・流産の原因となる血栓症や塞栓症に対する治療及び予防のために行う在宅自己注射に用いるヘパリンカルシウム製剤は、平成23年12月28日厚生労働省告示483号により平成24年1月1日から保険適用とされた。
- ・関係学会より、「ヘパリン在宅自己注射療法の適応と指針」を公表

([http://www.jsognh.jp/common/files/society/demanding\\_paper\\_07.pdf](http://www.jsognh.jp/common/files/society/demanding_paper_07.pdf))

母子保健医療対策等総合支援事業の実施状況

平成25年度(国庫補助対象分)

	子どもの心の診療ネットワーク事業	療育指導事業	生涯を通じた女性の健康支援事業						不妊に悩む方への特定治療支援事業	健やかな妊娠等サポート事業	
			健康教育事業	女性健康センター	健康支援事業 <small>妊娠に悩む者に対する相談</small>	不妊専門相談事業	門診相談事業 <small>不育症</small>	HTLV-1母子感染対策			
001	北海道	○	○	○		○		○	○		
002	青森県	○		○	○	○	○	○	○		
003	岩手県	○	○	○		○		○	○		
004	宮城県			○		○		○	○	○	
005	秋田県			○		○		○	○	○	
006	山形県	○	○	○	○	○	○	○	○		
007	福島県	○	○					○	○	○	
008	茨城県	○				○		○	○	○	
009	栃木県	○	○	○		○	○		○		
010	群馬県					○	○	○	○		
011	埼玉県	○				○	○		○		
012	千葉県	○	○	○		○			○		
013	東京都	○	○	○		○	○		○		
014	神奈川県	○	○	○		○		○	○		
015	新潟県		○	○	○	○	○	○	○		
016	富山県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
017	石川県	○	○	○	○	○	○		○	○	
018	福井県	○		○					○		
019	山梨県	○	○			○	○	○	○		
020	長野県	○				○			○		
021	岐阜県			○		○	○		○		
022	静岡県	○	○	○	○	○	○	○	○		
023	愛知県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
024	三重県	○		○	○	○	○	○	○		
025	滋賀県	○	○	○	○	○	○	○	○		
026	京都府	○				○	○		○	○	
027	大阪府	○	○	○	○	○	○		○		
028	兵庫県		○	○		○			○	○	
029	奈良県	○	○	○	○	○	○	○	○		
030	和歌山県	○	○			○	○	○	○		
031	鳥取県	○	○	○	○	○	○	○	○		
032	島根県	○	○	○	○	○	○		○		
033	岡山県					○		○	○		
034	広島県	○	○			○		○	○		
035	山口県	○	○	○		○	○	○	○		
036	徳島県	○	○	○		○		○	○		
037	香川県	○	○	○	○	○		○	○		
038	愛媛県	○	○	○		○			○		
039	高知県	○		○		○		○	○	○	
040	福岡県	○	○	○	○	○	○	○	○		
041	佐賀県	○	○	○	○	○		○	○		
042	長崎県	○	○	○		○		○	○	○	
043	熊本県	○	○	○	○	○		○	○		
044	大分県	○		○	○	○	○		○	○	
045	宮崎県	○	○	○	○	○	○	○	○		
046	鹿児島県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
047	沖縄県	○				○		○	○	○	
	小計	15	34	27	36	19	45	26	33	47	14

	子どもの心の診療ネットワーク事業	療育指導事業	生涯を通じた女性の健康支援事業						不妊に悩む方への特定支援	むやみやたらな妊娠等サポート事業
			健康教育事業	女性健康センター	健康支援事業 <small>妊娠に悩む者に対する相談</small>	不妊専門相談 <small>不妊専門相談</small>	門相談事業 <small>門相談事業</small>	HTLV-1母子感染対策		
048	札幌市		○	○			○		○	
049	仙台市	○	○	○	○				○	
050	さいたま市	○					○			
051	千葉市		○	○	○		○		○	
052	横浜市						○			
053	川崎市	○	○	○	○		○	○	○	
054	相模原市						○	○		
055	新潟市								○	
056	静岡市								○	
057	浜松市								○	
058	名古屋市		○						○	
059	京都市						○	○	○	
060	大阪市	○							○	
061	堺市						○	○	○	
062	神戸市								○	
063	岡山市								○	
064	広島市	○	○						○	
065	北九州市						○		○	
066	福岡市		○	○			○		○	
067	熊本市	○							○	
068	旭川市								○	
069	函館市		○						○	
070	青森市	○					○		○	
071	盛岡市		○	○					○	
072	秋田市								○	
073	郡山市								○	
074	いわき市	○							○	
075	宇都宮市								○	
076	前橋市		○						○	
077	高崎市								○	
078	川越市			○			○		○	
079	船橋市		○						○	
080	柏市								○	
081	横須賀市								○	
082	富山市								○	
083	金沢市	○							○	
084	長野市								○	
085	岐阜市								○	
086	豊田市		○						○	
087	豊橋市								○	
088	岡崎市								○	
089	大津市								○	
090	高槻市								○	
091	東大阪市	○							○	
092	豊中市	○							○	
093	姫路市								○	
094	西宮市		○						○	
095	尼崎市		○						○	
096	奈良市	○		○					○	
097	和歌山市								○	
098	倉敷市								○	
099	福山市								○	
100	下関市								○	
101	高松市								○	
102	松山市	○							○	
103	高知市								○	
104	久留米市	○		○					○	
105	長崎市								○	
106	大分市								○	
107	宮崎市	○							○	
108	鹿児島市	○							○	
109	那覇市		○						○	
110	小樽市									
111	八王子市									
112	町田市									
113	藤沢市									
114	四日市市									
115	呉市									
116	大牟田市									
117	佐世保市									
118	千代田区									
119	中央区									
120	港区									
121	新宿区									
122	文京区									
123	台東区									
124	墨田区									
125	江東区									
126	品川区									
127	目黒区									
128	大田区									
129	世田谷区									
130	渋谷区									
131	中野区									
132	杉並区									
133	豊島区									
134	北区									
135	荒川区									
136	板橋区									
137	練馬区									
138	足立区									
139	葛飾区									
140	江戸川区									
小計		17	15	9	3	12	5		62	
合計	15都府県	34都道府県 17市	27道県 15市	36都道府県 9市	19府県 3市	45都道府県 12市	26都府県 5市	33道県	47都道府県 62市	14府県

## 都道府県別の主な母子保健指標等（平成24年度）

都道府県	周産期死亡率 (出産千対) 平成24年		妊産婦死亡率 (出産十万対) 平成24年		出生率 (人口千対) 平成24年		乳児死亡率 (出生千対) 平成24年		新生児死亡率 (出生千対) 平成24年		人工妊娠中絶件数及び実施率 (女性人口千対) 平成24年				
	%	順位	件数	%	%	順位	%	順位	%	順位	件数	%	20歳未満	%	順位
1 北海道	4.1	18	2	5.0	7.1	42	2.3	18	1.1	17	9,725	8.8	1,100	9.0	5
2 青森県	4.1	18	1	10.6	6.8	46	2.6	10	1.6	3	2,103	8.2	264	8.0	13
3 岩手県	6.0	1	1	10.5	7.1	42	2.9	4	1.5	5	2,205	9.2	166	5.4	35
4 宮城県	3.8	27	-	-	8.1	22	2.2	23	1.0	22	4,527	9.2	411	7.5	19
5 秋田県	4.1	18	-	-	6.2	47	1.7	43	0.9	31	1,499	8.3	111	4.6	44
6 山形県	4.9	4	1	11.9	7.2	41	2.8	5	1.9	1	1,622	7.8	139	5.0	41
7 福島県	4.6	8	-	-	7.0	44	2.2	23	0.9	31	3,656	10.0	434	8.7	6
8 茨城県	4.8	6	-	-	7.9	29	2.7	7	1.1	17	3,327	5.7	318	4.5	45
9 栃木県	4.1	18	1	6.1	8.1	22	2.4	14	1.0	22	3,148	7.9	320	6.8	24
10 群馬県	4.8	6	1	6.5	7.6	34	3.0	3	1.5	5	2,858	7.2	352	7.2	22
11 埼玉県	4.4	11	2	3.4	8.0	26	2.0	33	0.9	31	7,975	5.1	903	5.3	37
12 千葉県	4.4	11	1	2.0	8.0	26	2.8	5	1.3	11	6,146	4.7	671	4.9	42
13 東京都	3.7	33	7	6.4	8.3	17	2.2	23	1.1	17	26,612	8.4	2,039	7.9	14
14 神奈川県	4.0	22	5	6.5	8.4	12	2.3	18	1.2	13	11,878	5.9	1,332	6.7	25
15 新潟県	3.8	27	1	5.6	7.5	37	1.1	47	0.6	44	3,123	7.1	298	5.3	37
16 富山県	4.9	4	-	-	7.4	39	2.2	23	1.0	22	1,382	6.7	132	5.3	37
17 石川県	3.8	27	-	-	8.3	17	2.0	33	1.4	10	1,696	7.2	171	6.1	32
18 福井県	4.6	8	-	-	8.5	10	2.1	28	1.3	11	1,079	7.1	111	5.6	34
19 山梨県	3.6	37	-	-	7.5	37	2.1	28	0.6	44	810	4.8	87	4.0	46
20 長野県	3.7	33	2	11.7	7.9	29	1.9	38	0.8	39	3,301	8.2	319	6.3	29
21 岐阜県	4.2	15	-	-	8.1	22	1.6	45	0.8	39	2,683	6.5	268	5.3	37
22 静岡県	3.4	38	3	9.5	8.4	12	1.9	38	0.9	31	5,242	7.1	543	6.2	30
23 愛知県	3.8	27	1	1.4	9.3	3	2.1	28	0.8	39	10,276	6.3	1,120	6.4	27
24 三重県	4.2	15	-	-	8.1	22	3.3	2	1.0	22	2,692	7.3	313	7.1	23
25 滋賀県	3.8	27	1	7.4	9.5	2	2.2	23	1.1	17	1,870	6.2	229	6.5	26
26 京都府	3.8	27	1	4.9	7.8	32	2.0	33	1.2	13	3,689	6.5	453	7.7	15
27 大阪府	4.0	22	-	-	8.4	12	2.1	28	0.8	39	15,121	7.7	1,708	8.4	11
28 兵庫県	3.3	42	3	6.3	8.4	12	1.7	43	0.4	47	6,702	5.6	715	5.4	35
29 奈良県	3.3	42	2	18.5	7.7	33	2.4	14	0.7	43	1,072	3.7	104	3.0	47
30 和歌山県	4.0	22	-	-	7.6	34	2.0	33	1.2	13	1,359	7.2	185	7.7	15
31 鳥取県	5.2	2	1	20.5	8.3	17	1.9	38	1.5	5	1,181	10.8	139	9.9	3
32 島根県	3.4	38	-	-	8.0	26	2.0	33	1.1	17	935	7.7	81	4.8	43
33 岡山県	3.4	38	-	-	8.5	10	2.3	18	1.0	22	3,052	7.8	293	6.4	27
34 広島県	4.0	22	-	-	8.8	7	2.3	18	1.0	22	4,886	8.4	586	8.7	6
35 山口県	3.3	42	-	-	7.6	34	2.4	14	0.9	31	2,049	7.8	262	8.2	12
36 徳島県	4.3	13	-	-	7.4	39	4.4	1	1.9	1	1,060	7.3	97	5.7	33
37 香川県	5.0	3	-	-	8.3	17	1.8	42	1.0	22	1,649	8.8	192	8.7	6
38 愛媛県	3.7	33	-	-	7.9	29	2.5	11	1.6	3	2,222	8.2	253	7.7	15
39 高知県	4.5	10	-	-	7.0	44	2.5	11	1.5	5	1,260	9.2	157	9.2	4
40 福岡県	4.2	15	3	6.4	9.1	4	2.1	28	1.0	22	11,517	10.4	1,368	11.3	1
41 佐賀県	2.4	47	-	-	8.9	5	1.6	45	0.5	46	1,662	10.1	188	8.5	10
42 長崎県	3.9	26	-	-	8.4	12	2.3	18	1.5	5	2,483	9.3	267	7.6	18
43 熊本県	3.1	45	2	12.2	8.9	5	2.4	14	1.0	22	3,681	10.4	443	10.1	2
44 大分県	3.7	33	-	-	8.2	21	2.5	11	0.9	31	2,056	9.2	232	8.6	9
45 宮崎県	3.1	45	-	-	8.8	7	2.7	7	1.2	13	1,685	7.9	173	6.2	30
46 鹿児島県	3.4	38	-	-	8.8	7	1.9	38	0.9	31	3,302	10.2	309	7.4	20
47 沖縄県	4.3	13	-	-	12.2	1	2.7	7	0.9	31	2,581	8.2	303	7.4	20
全国	4.0		42	4.0	8.2		2.2		1.0		196,639	7.4	20,659	7.0	

注：1）周産期死亡率、妊産婦死亡率、出生率、乳児死亡率、新生児死亡率は人口動態統計による。

$$\text{周産期死亡率} = \frac{\text{妊娠満22週以後の死産数} + \text{早期新生児死亡率}}{\text{出生数} + \text{妊娠満22週以後の死産数}}$$

2）人工妊娠中絶件数及び実施率は保健・衛生行政業務報告（衛生行政報告例）による。

## 「健やか親子21」最終評価（概要）について

### I はじめに（「健やか親子21」の策定と経過など）

- 「健やか親子21」は、21世紀の母子保健の主要な取組を提示するビジョンであり、関係者、関係機関・団体が一体となって、その達成に向けて取り組む国民運動計画として、「健康日本21」の一翼を担うものである。
- 本計画は、平成13年から平成26年を計画期間として進めており、これまで平成17年と平成22年には、中間評価を行い、今回、終期を迎えることから、この間の取組について最終評価を行ったところである。

### II 最終評価の目的と方法

- 「健やか親子21」の最終評価の目的は、策定時や2回の中間評価で設定した目標について、目標の達成状況や関連する施策等取組の状況を評価するとともに、この間の少子高齢化や医療技術の進歩、母子保健事業の市町村への移譲といった制度上の変更などを踏まえた新たな課題を明らかにし、平成27年度以降の次期計画に反映させることである。
- 「健やか親子21」において設定された4つの主要課題<sup>※</sup>ごとに設けた69指標（74項目）について、目標の達成状況や関連する施策の取組状況の評価などを行った。

#### <4つの主要課題>

- ① 思春期の保健対策の強化と健康教育の推進
- ② 妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保と不妊への支援
- ③ 小児保健医療水準を維持・向上させるための環境整備
- ④ 子どもの心の安らかな発達の促進と育児不安の軽減

### III 最終評価の結果

#### 1 全体の目標達成状況等の評価

- 69指標（74項目）について、策定時の数値と直近値とを比較して評価した結果は、下表の通り。全体の約8割で一定の改善が見られた。

評価区分（策定時 <sup>※</sup> の値と直近値とを比較）		該当項目数（割合）
改善した	A 目標を達成した	20項目（27.0%）
	B 目標に達していないが改善した	40項目（54.1%）
C 変わらない		8項目（10.8%）
D 悪くなっている		2項目（2.7%）
E 評価できない		4項目（5.4%）

※中間評価時に設定された指標については、中間評価時の値との比較

### 【主なもの】

- A：改善した（目標を達成した）
- ・十代の性感染症罹患率の減少
  - ・産後うつ病疑い（EPDS 9点以上）の割合の減少
  - ・周産期死亡率の世界最高水準の維持
  - ・むし歯のない3歳児の割合 80%以上 など
- B：改善した（目標に達していないが改善した）
- ・十代の人工妊娠中絶実施率の減少
  - ・妊産婦死亡率の減少
  - ・妊娠中の喫煙率・育児期間中の両親の自宅での喫煙率の減少
- C：変わらない
- ・休日・夜間の小児救急医療機関を知っている親の割合
  - ・児童虐待による死亡数の減少 など
- D：悪くなっている
- ・十代の自殺率の減少
  - ・全出生数中の極低出生体重児・低出生体重児の割合の減少
- E：評価できない
- ・朝食を欠食する子どもの割合
  - ・法に基づき児童相談所等に報告があった被虐待児数の減少 など

## 2 取組状況の評価

- 体制整備等の各種取組について、都道府県では高い実施率が認められた。また、市町村では、都道府県や政令市・特別区ほど取組の割合は高くなかったものの、中間評価以降、多くの取組でその割合が増加した。
- 「健やか親子21」推進協議会について、参加団体が85団体に増えるとともに、各協議会が主催、共催した取組も増加した。特にリーフレットやパンフレットについては、累計で6,600万枚の媒体が配布されていた。

## IV 次期計画に向けた今後の課題、及び提言

### 1 母子保健事業の推進のための課題

地域間格差の解消に向けた国・都道府県・市町村の役割の明確化を提言。

- (1) 母子保健に関する計画策定や取組・実施体制等に地方公共団体間の格差があること
- (2) 新たな課題の出現等による「母子保健」関係業務の複雑化
- (3) 母子保健事業の推進のための情報の利活用の状況について
  - ①健康診査の内容や手技が標準化されていないこと
  - ②情報の利活用が不十分なこと

### 2 各指標の分析から見えた課題

- (1) 思春期保健対策の充実
- (2) 周産期・小児救急・小児在宅医療の充実
- (3) 母子保健事業間の有機的な連携体制の強化
- (4) 安心した育児と子どもの健やかな成長を支える地域の支援体制づくり
- (5) 「育てにくさ」を感じる親に寄り添う支援
- (6) 児童虐待防止対策の更なる充実

### 3 国民運動計画としての更なる周知広報の実施

推進の取組の充実を図るため、周知広報の強化実施に取り組むとともに、関係団体の更なる活性化を提言。

## マタニティマークに関する取組の状況調査の結果

平成25年8月末現在

## 1 マタニティマークに関する広報物やグッズの作成・購入状況

マタニティマークをとおした「妊産婦にやさしい環境づくり」に関する一般向けの広報や、妊産婦個人が使用するマタニティマーク入りグッズの配布に関する事業を実施している市区町村数

(回答数: 1,742 H25年8月末現在)

		平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般啓発用	ポスター	1,075	1,143	1,294
	リーフレット	778	892	916
	シール・ステッカー・マグネット	1,125	1,306	1,396
	ホームページへの掲載	258	286	296
	その他の取組	259	281	284
(再掲)上記のうちいずれかの方法で、啓発のための取組を実施している市区町村の実数		1,508	1,645	1,672
妊産婦個人用	服や持ち物につけるマーク入りグッズ (キーホルダー・ストラップ・バッジ等)	896	1,027	1,148
	マーク入りシール・ステッカー・マグネット	1,167	1,371	1,452
	その他の取組	140	190	233
(再掲)上記のうちいずれかの方法で、妊産婦個人用グッズ等を配付している市区町村の実数		1,461	1,627	1,658
その他(※詳細は下記3のとおり)		84	95	92

※平成22年度について、岩手県、宮城県、福島県は東日本大震災の影響により調査対象外(回答のあった3市については計上)

## 2 マタニティマーク入り妊産婦個人用グッズの配付状況

平成24年度の市区町村の事業における、妊産婦個人用グッズの配付方法(市町村数)

	母子健康手帳 交付と同時配付	母親・両親学級 で配付	その他の方法	合計
原則として全員	1,575	2	6	1,583
希望者のみ	37	6	0	43
その他	26	0	6	32
合計	1,638	8	12	1,658

## 3 市区町村におけるその他の取組例

- 公共施設の駐車場にマタニティマークを表示し、妊婦等が優先的に駐車できるスペースの設置
- 広報誌、ケーブルテレビ等を用いた普及啓発
- 学生を対象とした思春期講座等でマタニティマークの趣旨を説明
- 独自にマタニティマークを作成し、妊婦にやさしい環境づくりを推進

## 4 都道府県における取組例

- 県の補助金による妊産婦等専用駐車場、授乳室の整備に際し、当該スペースにマタニティマークを表示
- 連絡用封筒、配布資料、クリアファイル等にマタニティマークを印刷
- 市町村、医療機関等が活用できるように、ポスターやマタニティマーク入りグッズを市町村等に無償配布
- 電車、バスなどの公共交通機関においてポスターの掲示

## 5 マタニティマーク入り妊産婦個人用グッズの配付に関する取組状況(都道府県別の市区町村数)

平成24年度において、回答のあった市区町村のうち、「1 作成・購入して配付」は31.7%、「2 以前に作成・購入した在庫を配付中」は3.9%、「3 団体等からゆずりうけたグッズを活用」は56.5%、「4 その他の取組」を実施している市区町村は3.0%であり、合計すると、妊産婦個人用グッズを何らかの方法で配付している市区町村は95.2%(1,658か所)になる。

都道府県名	回答市区町村数	平成24年度(最も当てはまるものを1つ回答。重複回答なし。)							
		グッズの配布実績				グッズの配布がない理由			
		1 作成・購入して配付	2 以前に作成・購入した在庫を配付	3 団体等からゆずりうけたグッズを活用	4 その他の取組	5 必要だが財政的に困難	6 活用場が少なく要望もない	7 グッズなしでも妊産婦にやさしい環境である	8 その他の理由
北海道	179	45	6	118	1	1	7	0	1
青森県	40	10	1	23	3	0	2	0	1
岩手県	33	10	0	21	0	0	1	1	0
宮城県	35	13	0	14	7	0	1	0	0
秋田県	25	5	0	18	2	0	0	0	0
山形県	35	10	3	21	1	0	0	0	0
福島県	59	13	1	35	1	3	5	0	1
茨城県	44	16	2	26	0	0	0	0	0
栃木県	26	9	1	14	2	0	0	0	0
群馬県	35	21	0	11	2	1	0	0	0
埼玉県	63	48	1	12	2	0	0	0	0
千葉県	54	24	3	22	4	1	0	0	0
東京都	62	32	2	23	1	3	1	0	0
神奈川県	33	20	1	11	1	0	0	0	0
新潟県	30	11	1	18	0	0	0	0	0
富山県	15	1	1	13	0	0	0	0	0
石川県	19	2	0	16	0	0	1	0	0
福井県	17	4	1	9	0	0	2	1	0
山梨県	27	10	0	15	1	0	1	0	0
長野県	77	14	6	52	2	0	3	0	0
岐阜県	42	21	3	13	2	1	2	0	0
静岡県	35	9	3	22	1	0	0	0	0
愛知県	54	30	4	20	0	0	0	0	0
三重県	29	5	1	20	2	1	0	0	0
滋賀県	19	2	0	17	0	0	0	0	0
京都府	26	15	0	9	2	0	0	0	0
大阪府	43	9	3	29	2	0	0	0	0
兵庫県	41	20	1	19	0	1	0	0	0
奈良県	39	8	4	27	0	0	0	0	0
和歌山県	30	5	3	20	1	0	1	0	0
鳥取県	19	6	0	11	2	0	0	0	0
島根県	19	4	1	13	0	0	1	0	0
岡山県	27	8	3	14	2	0	0	0	0
広島県	23	9	1	11	1	0	1	0	0
山口県	19	7	1	10	0	0	0	0	1
徳島県	24	5	1	15	0	1	2	0	0
香川県	17	12	0	5	0	0	0	0	0
愛媛県	20	6	0	12	0	1	0	0	1
高知県	34	6	1	14	1	2	9	1	0
福岡県	60	13	1	40	3	1	2	0	0
佐賀県	20	7	1	11	1	0	0	0	0
長崎県	21	3	0	17	1	0	0	0	0
熊本県	45	7	1	30	0	2	4	1	0
大分県	18	9	1	8	0	0	0	0	0
宮崎県	26	3	1	22	0	0	0	0	0
鹿児島県	43	2	2	36	1	2	0	0	0
沖縄県	41	4	1	28	0	3	3	0	2
合計	1,742	553	68	985	52	24	49	4	7
		1,658				84			
%	100.0%	31.7%	3.9%	56.5%	3.0%	1.4%	2.8%	0.2%	0.4%
		95.2%				4.8%			

## マタニティマーク使用規程

平成 25 年 12 月 25 日

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課

## (趣旨)

第 1 条 この規程は、マタニティマークを使用する場合の取扱いに関し、必要事項を定めるものとする。

第 2 条 妊産婦が交通機関等を利用する際に身に付け、周囲が妊産婦への配慮を示しやすくするものである。さらに、交通機関、職場、飲食店、その他の公共機関等が、その取組や呼びかけ文を付してポスター等として掲示し、妊産婦にやさしい環境づくりを推進するものである。

## (使用制限)

第 3 条 厚生労働省及び厚生労働省の職員以外の第三者は、マタニティマークの趣旨に基づいた場合に、自由に使用できる。ただし、次に掲げる場合には、マタニティマークを使用することはできない。

- 一 営利を主たる目的とした場合。
- 二 マタニティマークの作成趣旨に反するなど、著しく不相当と認められる場合。
- 三 商品等の品質や安全性を保証する目的で使用した場合。

## (使用の中止等)

第 4 条 マタニティマークの使用に関し、前条各号に該当すると認められるとき、又はその使用が不適切であると認められるときは、厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課は、その使用を差し止めることができる。

## (報告)

第 5 条 マタニティマークを使用した場合には、使用後に遅滞なくマタニティマーク使用報告書（別紙様式）、及び使用物品等の現物、写真又はコピーを厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課に、メールまたは F A X で提出すること。

## 【必要記載事項】

- (1) 自治体名または団体名
- (2) 住所
- (3) 担当者名及び連絡先（電話、FAX、メールアドレス）
- (4) 使用目的
- (5) 使用物（ポスター、キーホルダー等の使用物品等の現物、写真又はコピーを提出すること。ホームページに掲載する場合には URL を報告すること。）

## (使用料)

第 6 条 マタニティマークの使用料については、無料とする。

## (マタニティマークに関わる権利)

第 7 条 マタニティマークに関する一切の権利は、厚生労働省に帰属する。

## (規程の改定)

第 8 条 この規程は、事前の通知なく、必要に応じて改定される場合がある。

## (附則)

第 9 条 この規程は、平成 25 年 12 月 25 日から施行する。

(別紙)

## ＜マタニティマーク使用報告書＞

報告日：平成 年 月 日

記載事項	記載欄
自治体名、または団体名	
住所	
担当者名	
連絡先	
(1) 電話	
(2) FAX	
(3) メールアドレス	
4. 使用目的	
5. 使用物 ※ポスター、キーホルダー等の使用物品等の現物、写真又はコピーを提出して下さい。 ※ホームページに掲載する場合には URL を記載して下さい。	

## ＜マタニティマークの使用＞

### 1. デザイン等

- 1) ダウンロード用デザイン(jpg ファイル、イラストレーター:606KB)

＜呼びかけ文 例:「禁煙にご協力下さい」＞

＜ポスター＞

- 2) 多くの人が見て分かるように、下記の事項に留意すること。

- (1) カラーで使用する場合には、色は変えないこと。
- (2) 大きさは拡大、又は縮小して使用できるが、マークを変形しないこと。
- (3) マークに呼びかけ文以外のデザインは加えないこと。

### 2. 呼びかけ文

交通機関、職場、飲食店、その他の公共機関が、妊産婦さんにやさしい環境づくりに向けて、その取組や呼びかけ文を付して使用することができる。なお企業が使用する場合には、妊産婦さんにやさしい環境づくりに向けて、その取組や呼びかけ文を付して使用すること。

(例) 交通機関等での取組例 : 「座席は譲りあっておかけ下さい」

受動喫煙の防止対策例 : 「禁煙にご協力下さい」「禁煙席があります」

エレベーター等の乗降、段差のある場所での配慮等の例 : 「妊婦さんやお子さんを連れている方に配慮を」

### 3. 使用例

- ・ 公共交通機関のポスターに掲載、医療機関の駐車場の看板に使用
- ・ 実費相当分のマタニティマークグッズ・商品の作成・配布(販売)
- ・ 妊産婦さんにやさしい環境づくりをしている企業の商品に、その商品が妊産婦に配慮した商品であるということを示す目的で、商品に妊産婦さんにやさしい環境づくりに向けて、その取組や呼びかけ文を付して掲載する。

※ただし、営利を主たる目的とした使用例は、当方から確認させて頂き、利用方法の見直しをお願いすることがあります。

※また、マタニティマークを掲載することで、あたかも厚生労働省がその個別の商品を承認・推奨しているかのように、消費者に誤解を与えかねない利用をしている場合には、利用方法の見直し等をお願いする場合があります。

#### 【報告先・問合せ先】

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

母子保健課 予算係

電話 : 03-5253-1111 (内線 7936)

E-mail : sukoyaka21@mhlw.go.jp

## 慢性疾患を抱える子どもとその家族への支援の在り方（報告）【概要】

社会保険審議会児童部会 小児慢性特定疾患児への支援の在り方に関する専門委員会（平成25年12月）

### 1 公平で安定的な医療費助成の仕組みの構築（医療費助成を義務的経費として位置付け）

- ① 医療費助成の対象
  - 引き続き、疾患名と疾患の状態の程度の基準で選定
  - 対象疾患は、公正・透明の観点から審議会で見直し
- ② 医療費助成の申請・認定等の在り方
  - 「指定医」(関係学会の専門医資格取得者等)が、医療意見書(医療費助成認定の審査資料)を発行
  - 審査体制の強化(必要な場合に認定審査会の意見聴取、認定審査会への専門医師の助言)
- ③ 給付水準の在り方（別紙）（※ 負担能力等に応じた適正な利用者負担、他の公費負担医療制度における給付水準との均衡）

### 2 研究の推進と医療の質の向上

- ① 指定医療機関
  - 患児・家族の利便性と、医療の継続性の確保(現在医療の給付を行っている医療機関が引き続き指定されるよう、指定要件を設定)
- ② 医療連携
  - 地域の連携・医療の質の向上（中核病院(小児科)等から地域の医療機関への情報発信等)
  - 地域の関係機関の連携(保健所、福祉・教育機関等の連携 ⇒ 日常的な療養生活の充実)
  - 難病・成人の医療機関との情報共有・連携
- ③ 研究の推進
  - 登録データの精度向上(指定医による直接登録、経年的なデータ蓄積、難病患者データとの連携、治癒等により医療費助成を受けない者のデータも登録可能)
  - 登録データの活用、研究成果の患児・国民への還元

### 3 慢性疾患児の特性を踏まえた健全育成・社会参加の促進、地域関係者が一体となった自立支援の充実

- ① 普及啓発の推進
  - 幅広い関連情報の入口となるポータルサイトを構築
- ② 地域における総合的な支援の推進等
  - 医療・保健・福祉・教育等の地域関係者からなる協議会で患児・家族のニーズに応じた支援(※)内容を検討し、地域資源(各種支援策、NPO等)を活用して支援を実施（※ 支援：相談支援、ピアサポート、自立に向けた個別支援計画の作成支援、社会参加支援、自立支援、家族支援 等）
  - 小児慢性特定疾患児手帳の充実、手帳制度の一層の普及
  - 国の小慢対策への取り組み方針を策定・公表し、治療研究の推進、医療・福祉等関連施策との連携確保、関係者の理解促進等を図る
- ③ 成人移行に当たったての支援
  - 難病医療費助成(※)、自立支援医療等による支援につなげるほか、患児の自立促進を図るため、総合的な支援の強化(3の②参照)に取り組み、成人期に向けた切れ目ない支援を行う（※ 難病対象疾患の拡大により医療費助成が継続する者が増えることが見込まれる）

# 小児慢性特定疾患に係る新たな医療費助成の制度

(別紙)

## 【ポイント】

- 自己負担の割合：現行の3割（就学前児童は2割）⇒2割
- 自己負担の限度額（月額）：
  - ・ 症状が変動し入院を繰り返す等の小児慢性特定疾患の特性に配慮し、外来・入院の区別を設定しない。
  - ・ 受診した複数の医療機関等（※）の自己負担をすべて合算した上で自己負担限度額を適用。

※ 薬局での保険調剤及び医療保険における訪問看護ステーションが行う訪問看護を含む。

- 入院時の標準的な食事療養に係る負担：1/2を自己負担、残りの1/2を公費負担
- 所得を把握する単位：医療保険における世帯。
- 所得を把握する基準：市町村民税（所得割）の課税額。
- 同一世帯内に複数の対象患者がいる場合：世帯内の対象患者の人数で負担限度額を按分。
- 既認定患者：経過措置（3年間）を設ける。

## ☆新たな医療費助成における自己負担限度額（月額）

（単位：円）

階層区分	階層区分の基準 （（ ）内の数字は、夫婦2人子1人世帯の場合における年収の目安）	自己負担限度額（患者負担割合：2割、外来＋入院）			
		原則		既認定者【経過措置3年】	
		一般	重症（※）	一般	現行の重症患者
I	生活保護	0	0	0	0
II	市町村民税非課税（世帯）	1,250	1,250	1,250	1,250
	低所得 I（～80万円）	2,500	2,500	2,500	
III	低所得 II（80万円超～）	5,000	2,500	2,500	500
	一般所得 I：市町村民税課税以上 約7.1万円未満 （約200万円～約430万円）	10,000	5,000	5,000	
IV	一般所得 II：市町村民税約7.1万円以上 約25.1万円未満 （約430万円～約850万円）	15,000	10,000	10,000	2,500
	上位所得：市町村民税約25.1万円以上 （約850万円～）				
入院時の食費		1/2自己負担		自己負担なし	

※重症：①高額な医療が長期的に継続する者（医療費総額が5万円/月（例えば医療保険の2割負担の場合、医療費の自己負担が1万円/月）を超える月が年間6回以上ある場合）、  
②現行の重症患者基準に適合する者、のいずれかに該当。

## 児童福祉法の一部を改正する法律案の概要

### 法案提出の趣旨

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として、小児慢性特定疾病の患者に対する医療費助成に関して、その実施に要する経費に消費税の収入を充てることができるようにするなど、公平かつ安定的な制度を確立するほか、基本方針の策定、慢性疾病児童の自立支援事業の実施、調査及び研究の推進等の措置を講ずる。

### 法律案の概要

#### (1) 基本方針の策定

- ・ 良質かつ適切な小児慢性特定疾病医療支援の実施その他の疾病児童等の健全な育成に係る施策の推進を図るための基本的な方針を定める。

#### (2) 小児慢性特定疾病に係る新たな公平かつ安定的な医療費助成の制度の確立

- ・ 都道府県・政令指定都市・中核市は、小児慢性特定疾病にかかっている児童等であって、当該疾病の程度が一定程度以上であるものの保護者に対し、申請に基づき、医療に要する費用（小児慢性特定疾病医療費）を支給。  
（現行の小児慢性特定疾病医療費助成は児童福祉法に基づく法律補助であるものの裁量的経費。今回、義務的経費化。）
- ・ 医療費助成に要する費用は都道府県等の支弁とし、国はその2分の1を負担。
- ・ その他、適正な医療費助成及び医療の質を担保する観点から、指定医療機関（都道府県等が指定）制度等に関する規定を整備。  
➤ 支給認定の申請に添付する診断書は、指定医が作成。  
➤ 都道府県等は、支給認定をしないときは、小児慢性特定疾病審査会に審査を求める。

#### (3) 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業の実施

- ・ 都道府県等は、相談支援など小児慢性特定疾病児童に対する自立の支援のための事業（※）を実施。  
（※） 必須事業：小児慢性特定疾病児童等、その保護者その他の関係者に対する相談支援、必要な情報提供、助言等  
任意事業：①レスパイト（医療機関等における小児児童等の一時的預かり）、②相互交流支援、③就労支援、④家族支援（家族の休養確保のための支援）等

#### (4) 小児慢性特定疾病の治療方法等に関する研究の推進

- ・ 国は、小児慢性特定疾病の治療研究など、慢性疾病にかかっている児童等の健全な育成に資する調査及び研究を推進。

### 施行期日

平成27年1月1日

※難病の患者に対する医療等に関する法律案（仮称）と同日

小児慢性特定疾患治療研究事業の実施状況(平成24年度)

(単位 人)

	悪性新生物	慢性腎疾患	慢性呼吸器疾患	慢性心疾患	内分泌疾患	膠原病	糖尿病	先天性代謝異常	血友病等血液・免疫疾患	神経・筋疾患	慢性消化器疾患	合計
北海道	246	262	58	242	566	74	245	84	55	190	50	2,072
青森県	163	86	28	224	244	95	78	28	42	44	36	1,068
岩手県	144	89	33	190	284	60	86	50	51	37	34	1,048
宮城県	174	92	56	185	379	40	86	44	27	54	38	1,175
秋田県	116	85	8	111	168	36	32	47	20	15	35	671
山形県	121	65	13	99	350	27	64	43	39	30	27	878
福島県	159	75	9	86	298	30	94	30	49	37	26	995
茨城県	303	175	36	475	598	92	192	82	91	105	65	2,214
栃木県	211	122	70	295	315	57	107	62	71	114	49	1,473
群馬県	166	77	19	194	211	36	87	37	33	49	33	942
埼玉県	723	399	224	1,157	1,343	187	322	225	230	212	152	5,174
千葉県	516	355	177	614	959	145	224	126	108	206	96	3,526
東京都	1,060	578	180	1,566	2,035	252	481	383	288	501	227	7,551
神奈川県	421	190	56	372	514	71	158	64	91	117	60	2,114
新潟県	249	135	25	121	341	47	65	52	41	83	38	1,197
富山県	99	41	15	58	209	19	48	17	16	12	15	549
石川県	89	30	14	185	225	41	37	17	17	7	17	679
福井県	96	74	24	104	270	19	56	40	30	33	21	767
山梨県	75	66	37	40	261	26	47	26	17	31	29	657
長野県	185	121	31	264	495	41	101	70	70	72	55	1,516
岐阜県	181	97	12	101	391	36	91	47	48	48	32	1,084
静岡県	282	178	46	302	706	65	119	96	80	75	34	1,983
愛知県	394	255	45	337	932	77	194	118	151	91	109	2,703
三重県	250	137	70	242	603	54	107	63	81	87	55	1,749
滋賀県	136	79	20	248	365	49	65	49	48	98	35	1,192
京都府	185	70	64	259	342	53	75	46	46	66	28	1,234
大阪府	463	377	204	885	1,611	138	278	218	150	317	100	4,741
兵庫県	253	102	38	188	566	57	123	87	80	70	59	1,623
奈良県	139	112	83	441	531	44	59	58	78	90	33	1,683
和歌山県	87	57	12	78	167	27	35	37	27	15	13	555
鳥取県	93	34	14	73	141	15	39	24	9	30	26	498
島根県	85	50	14	60	233	17	28	40	25	22	51	678
岡山県	78	48	5	38	275	18	45	26	24	34	21	612
広島県	165	92	23	212	363	34	73	53	54	63	38	1,210
山口県	127	79	18	151	501	33	75	37	45	43	23	1,132
徳島県	131	120	6	41	156	28	59	29	26	30	16	642
香川県	67	34	8	25	212	10	44	22	15	20	15	472
愛媛県	96	49	14	93	336	21	64	43	29	18	32	795
高知県	51	29	4	43	157	8	21	9	15	8	6	351
福岡県	326	151	63	177	522	60	131	87	89	43	55	1,704
佐賀県	99	92	21	133	240	26	45	38	42	39	29	804
長崎県	159	170	93	260	379	42	115	73	56	95	32	1,474
熊本県	168	87	38	59	362	30	69	46	30	53	28	970
大分県	92	93	8	95	180	34	58	38	47	24	27	696
宮崎県	76	86	18	143	305	19	58	32	17	34	17	605
鹿児島県	173	138	42	312	499	55	97	43	45	56	27	1,487
沖縄県	226	215	198	467	1,004	106	72	107	81	102	45	2,623
札幌市	203	157	46	172	590	65	116	60	56	119	31	1,615
仙台市	152	94	58	197	343	39	74	67	52	61	33	1,170
さいたま市	144	72	33	224	283	34	67	39	43	33	30	1,002
千葉市	123	106	30	139	267	32	63	36	26	58	22	902
横浜市	560	270	82	506	721	140	226	126	154	155	96	3,036
川崎市	170	95	20	211	302	38	72	28	49	52	47	1,084
相模原市	59	55	16	128	123	26	35	17	20	17	14	508
新潟市	102	46	13	53	194	21	48	27	19	51	38	614
静岡市	79	50	24	99	215	25	26	21	24	37	14	614
浜松市	61	65	9	74	310	26	59	25	19	31	20	719
名古屋市中区	209	142	32	174	500	42	93	58	67	61	59	1,457
名古屋市長区	340	157	104	314	724	66	124	74	110	106	61	2,271
名古屋市東区	269	187	91	377	732	61	121	126	72	142	48	2,226
堺市	124	111	21	258	287	44	53	66	29	105	27	1,125
神戸市	186	96	42	143	349	44	90	55	56	41	30	1,132
岡山市	83	37	17	71	388	17	47	31	28	61	19	799
広島市	220	102	40	213	412	79	51	49	56	105	38	1,365
北九州市	126	49	13	56	253	25	61	36	35	16	12	682
福岡市	193	101	43	154	382	41	77	62	55	53	44	1,205
熊本市	120	59	42	68	290	27	42	31	26	38	18	761
旭川市	33	18	17	44	91	12	31	18	13	37	7	321
函館市	28	26	6	10	50	11	19	5	5	6	3	169
青森市	39	19	12	78	71	26	15	8	10	14	5	297
盛岡市	45	36	17	53	90	15	18	12	18	15	5	324
秋田市	61	41	8	50	102	15	23	13	21	8	19	361
沼田市	36	22	5	44	84	10	27	8	15	16	8	275
いわき市	55	19	0	41	167	11	23	13	20	7	7	363
宇都宮市	64	37	26	94	103	19	29	20	19	42	15	468
前橋市	34	28	2	53	67	12	22	8	12	11	7	256
高崎市	36	18	2	63	89	10	19	9	8	14	5	273
川越市	32	26	6	59	88	4	12	9	13	13	5	267
船橋市	95	59	39	115	179	13	33	43	29	38	25	668
柏市	33	30	14	81	83	23	20	13	10	24	13	344
横浜須賀野市	40	15	2	53	94	14	22	10	14	13	9	286
厚山市	53	41	9	36	148	9	22	13	9	10	4	354
金沢市	39	22	9	135	110	22	22	19	11	8	9	406
津市	54	32	9	65	115	9	22	16	15	49	9	365
岐阜市	44	29	3	29	146	13	21	11	11	9	12	328
豊田市	59	28	6	34	93	7	29	17	17	9	13	312
瑞穂市	45	32	2	31	64	4	19	9	11	10	10	237
岡崎市	26	23	3	35	73	9	22	15	10	6	8	230
大津市	31	25	10	62	118	15	26	14	14	22	11	348
高槻市	34	23	22	61	158	13	17	11	14	31	7	391
東大阪市	67	38	13	72	133	17	33	31	16	34	7	461
藤田市	37	20	13	57	135	7	25	27	11	40	5	377
姫路市	68	36	10	53	95	9	27	16	15	15	14	359
西宮市	55	24	13	47	101	8	18	24	22	29	6	347
尼崎市	43	22	18	35	128	13	22	10	9	15	6	321
奈良市	40	49	25	114	147	12	12	21	18	24	10	472
和歌山市	42	30	10	46	117	14	19	15	12	6	14	325
倉敷市	66	28	16	72	150	15	36	22	14	43	11	473
福山市	47	27	10	108	226	24	25	26	20	44	14	571
下関市	25	20	3	14	87	6	26	14	5	3	6	209
高松市	54	47	4	22	205	14	15	25	18	14	13	431
松山市	60	28	9	74	195	15	37	28	24	14	10	494
高知市	35	42	2	50	174	9	19	11	13	16	4	375
久留米市	42	9	2	21	88	9	18	14	16	8	6	233
長崎市	51	35	29	73	213	13	28	16	10	25	8	501
大分市	83	47	6	88	120	15	41	18	42	18	12	490
宮崎市	64	63	16	82	253	9	28	25	19	35	11	615
鹿児島市	72	58	13	258	265	32	53	23	14	16	13	817
合計	15,448	9,475	3,504	18,376	35,104	4,002	7,366	4,814	4,479	5,773	3,156	111,497

平成24年度小児慢性特定疾患治療研究費国庫補助金事業実績報告による

## 小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業の実施状況(平成25年度)

都道府県	市区町村数(①)	本事業を実施している市町村数(②)
北海道	179	26
青森県	40	8
岩手県	33	28
宮城県	35	18
秋田県	25	8
山形県	35	31
福島県	59	6
茨城県	44	18
栃木県	26	16
群馬県	35	4
埼玉県	63	49
千葉県	54	11
東京都	39	8
神奈川県	33	10
新潟県	30	6
富山県	15	7
石川県	19	5
福井県	17	3
山梨県	27	25
長野県	77	43
岐阜県	42	7
静岡県	35	27
愛知県	54	33
三重県	29	16
滋賀県	19	16
京都府	26	22
大阪府	43	41
兵庫県	41	35
奈良県	39	27
和歌山県	30	8
鳥取県	19	7
島根県	19	15
岡山県	27	27
広島県	23	13
山口県	19	19
徳島県	24	19
香川県	17	10
愛媛県	20	9
高知県	34	6
福岡県	60	20
佐賀県	20	11
長崎県	21	12
熊本県	45	8
大分県	18	15
宮崎県	26	10
鹿児島県	43	42
沖縄県	41	21
合計	1,719	826
実施率 ②/①	48.1%	

※1 雇用均等・児童家庭局母子保健課調べによる。

※2 『本事業を実施している市町村』は平成25年度に本事業の予算措置がなされている  
又は希望があれば補正予算で対応する等の場合を含む市町村をカウントしたもので  
あり、給付実績とは異なる。

未熟児養育医療給付実施状況(平成24年度)

都道府県 指定都市	1000g	1001g	1501g	1800g	2001g	2301g	2501g	計	中核市 特別区	1000g	1001g	1501g	1800g	2001g	2301g	2501g	計
	以下	1500g	1800g	2000g	2300g	2500g	以上			以下	1500g	1800g	2000g	2300g	2500g	以上	
1北海道	64	93	86	142	40	15	72	512	68旭川市	7	15	13	17	7	6	21	86
2青森県	25	42	32	33	14	8	16	170	69函館市	4	7	5	8	1	1	3	29
3岩手県	23	30	25	41	17	4	16	156	70青森市	8	15	11	12	12	4	17	79
4宮城県	49	43	51	47	21	4	8	223	71盛岡市	5	12	7	11	2	2	7	46
5秋田県	18	11	19	21	16	8	22	115	72秋田市	7	12	12	21	16	10	19	97
6山形県	21	18	23	24	13	2	3	104	73郡山市	6	11	8	6	8	1	5	45
7福島県	15	22	22	16	14	9	17	115	74いわき市	7	8	11	10	11	4	0	51
8茨城県	58	99	92	86	30	9	18	392	75宇都宮市	12	20	15	20	11	4	9	91
9栃木県	48	54	58	53	32	13	38	296	76前橋市	6	13	9	10	9	2	15	64
10群馬県	31	31	35	40	25	19	90	271	77高崎市	9	19	28	18	10	4	13	101
11埼玉県	131	192	196	198	179	111	390	1,397	78川越市	8	12	10	15	14	8	32	99
12千葉県	88	153	182	142	68	15	7	655	79船橋市	14	30	28	19	26	1	3	121
13東京都	86	127	93	76	87	34	161	664	80柏市	5	6	13	11	9	2	0	46
14神奈川県	53	115	90	48	62	45	45	458	81横浜賀市	4	8	17	21	15	5	5	75
15新潟県	22	45	32	40	32	8	47	226	82富山市	5	13	13	16	10	3	7	67
16富山県	12	25	10	16	19	11	35	128	83金沢市	9	17	23	13	9	4	15	90
17石川県	16	31	27	15	20	10	29	148	84長野市	7	14	10	13	6	6	11	67
18福井県	13	42	28	26	21	13	71	214	85岐阜市	5	14	13	11	2	1	1	47
19山梨県	22	37	28	39	2	1	2	131	86豊田市	14	14	17	11	3	0	3	62
20長野県	31	46	54	61	29	22	63	306	87豊橋市	6	17	12	20	6	1	1	63
21岐阜県	27	55	65	60	29	15	36	287	88岡崎市	12	19	15	12	4	1	2	65
22静岡県	72	112	108	128	46	18	57	541	89大津市	11	12	14	13	2	1	10	63
23愛知県	72	132	136	156	50	10	33	589	90高槻市	11	16	12	17	11	8	16	91
24三重県	38	43	40	59	29	11	21	241	91東大阪市	10	14	14	17	17	3	19	94
25滋賀県	37	42	70	57	14	9	14	243	92豊中市	9	10	15	7	10	2	11	64
26京都府	16	28	37	37	18	16	39	191	93船橋市	17	25	32	43	7	0	2	126
27大阪府	84	132	129	151	107	81	243	927	94西宮市	9	19	18	14	18	7	17	102
28兵庫県	44	59	54	56	20	11	22	266	95尼崎市	16	11	14	20	19	5	15	100
29奈良県	22	24	36	27	35	30	117	291	96奈良市	7	7	9	16	18	13	42	112
30和歌山県	5	8	19	6	9	1	3	51	97和歌山市	7	8	13	14	6	0	2	50
31鳥取県	8	13	10	22	4	0	5	62	98倉敷市	12	10	29	23	24	5	60	163
32島根県	15	25	20	29	12	5	14	120	99福山市	13	9	23	23	42	23	0	133
33岡山県	9	14	15	15	15	7	28	103	100下関市	3	8	11	5	10	3	9	49
34広島県	31	37	35	28	33	4	30	198	101高松市	13	20	28	30	12	2	6	111
35山口県	31	51	35	58	56	30	120	381	102松山市	13	17	15	26	13	2	6	92
36徳島県	24	29	39	22	13	4	9	140	103高知市	19	15	25	18	3	1	3	84
37香川県	10	15	14	15	20	7	27	108	104久留米市	11	6	16	12	0	1	2	48
38愛媛県	16	22	19	36	5	5	6	109	105長崎市	14	15	19	20	4	7	7	86
39高知県	8	11	10	15	3	1	2	50	106大分市	11	23	20	23	39	17	38	171
40福岡県	68	119	115	140	16	4	11	473	107宮崎市	13	26	18	17	10	4	7	95
41佐賀県	23	33	26	35	5	3	14	139	108鹿児島市	17	34	44	46	51	22	21	235
42長崎県	25	44	54	43	6	11	28	211	小計③	396	601	679	699	507	196	482	3,560
43熊本県	23	46	55	43	43	25	74	309	109小樽市	3	5	3	3	2	3	5	24
44大分県	15	26	34	36	18	12	41	182	110八王子市	8	26	12	17	8	8	31	110
45宮崎県	36	23	42	48	12	6	12	179	111町田市	4	19	13	14	27	10	12	99
46鹿児島県	39	45	49	54	46	17	38	288	112藤沢市	8	14	15	11	6	5	3	62
47沖縄県	82	81	128	125	37	9	7	469	113四日市市	9	11	11	17	8	10	5	71
小計①	1,706	2,525	2,577	2,665	1,442	713	2,201	13,829	114呉市	5	8	7	13	13	4	11	61
48札幌市	54	70	86	83	64	20	101	478	115大牟田市	1	3	1	6	2	0	0	13
49仙台市	34	47	51	72	25	3	13	245	116佐世保市	7	10	7	14	4	3	5	50
50さいたま市	38	54	45	62	49	31	98	377	117千代田区	1	1	5	1	0	0	0	8
51千葉市	23	45	46	37	29	11	6	197	118中央区	6	3	10	5	1	0	4	29
52横浜市	92	149	154	162	147	34	187	925	119港区	6	16	11	10	5	1	7	56
53川崎市	34	42	40	47	42	19	57	281	120新宿区	9	9	5	13	10	5	21	72
54相模原市	22	44	50	45	35	22	17	235	121文京区	5	7	5	5	2	3	5	32
55新潟市	18	26	28	32	35	13	14	166	122台東区	1	2	12	8	2	1	3	29
56静岡市	11	29	27	40	9	5	23	144	123墨田区	7	11	5	9	4	1	4	41
57浜松市	23	25	44	34	13	6	15	160	124江東区	26	9	25	19	9	3	16	107
58名古屋市	61	60	66	72	28	12	19	318	125品川区	12	13	13	21	17	6	42	124
59京都市	38	42	56	51	61	21	113	382	126目黒区	3	5	7	7	6	1	7	36
60大阪市	78	112	68	91	58	46	105	558	127大田区	17	20	22	29	14	7	36	145
61堺市	29	40	26	21	24	12	24	176	128世田谷区	19	19	24	34	15	6	24	141
62神戸市	35	64	53	62	32	5	7	258	129渋谷区	6	4	7	8	1	1	6	33
63岡山市	12	30	35	38	15	13	33	176	130中野区	14	15	12	12	6	3	12	74
64広島市	25	49	47	71	63	20	70	345	131杉並区	13	20	24	20	2	4	15	98
65北九州市	35	40	38	38	7	5	2	165	132豊島区	4	9	9	9	3	4	6	44
66福岡市	30	76	70	67	11	4	0	258	133北区	10	6	9	8	1	3	6	43
67熊本市	34	41	38	65	60	33	116	387	134荒川区	6	5	6	7	1	0	6	31
小計②	726	1,085	1,068	1,190	807	335	1,020	6,231	135板橋区	10	17	15	16	5	2	14	79
総計 (①+②+③+④)	3,114	4,602	4,719	4,972	2,975	1,351	4,046	25,779	136練馬区	17	27	27	32	22	4	17	146
※平成24年度母子保健衛生費国庫負担金事業実績報告による。									137足立区	9	26	28	18	8	4	11	104
									138葛飾区	20	19	12	8	8	0	6	73
									139江戸川区	20	32	33	24	7	5	3	124
									小計④	286	391	395	418	219	107	343	2,159